

教職員の懲戒処分について

市立小学校教諭が器物損壊等をした事案が判明し、当事者に対し処分を行いましたので、お知らせします。

このたびの教職員の不祥事につきましては、市民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けて職員の綱紀の保持および服務規律の確保を徹底してまいります。

1 被処分者および処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
花見川区 小学校	教諭	30歳	男	減給10分の1 6月

2 処分年月日

令和5年12月22日（金）

3 事案概要

当事者は、令和5年5月4日の深夜に数人で飲食をした後、そのうちの1人が保持していたクレジットカードを受け取り、複数回使用した。その後、返却せずに数週間に渡って保持した上で、許可なく破棄する等したもの。

4 再発防止の取り組み

- コンプライアンス通信に過去の懲戒処分案件を取り上げ、教職員および職場として注意すべき点を示す等、服務規律の確保に資する取り組みを進める。
- 教職員一人一人が、自己および周囲の職員が起こし得る不祥事を自分事として捉え、法令や自らの倫理観に基づき判断し、適切に行動できるようにするための研修体系等を確立する。